

議案第9号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

令和2年3月26日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月26日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成5年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後					
別表第1（第2条関係）					
職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日
(略)					
保健給食課	(略)				
	南部学校給食	8 : 15 ~ 15 : 15	31時間	12 : 00 ~ 13 : 00	日曜日及び
	共同調理場長	8 : 15 ~ 15 : 30			土曜日
	北部学校給食	8 : 30 ~ 15 : 30	31時間	12 : 00 ~ 13 : 00	日曜日及び
	共同調理場長	8 : 30 ~ 15 : 45			土曜日
	<u>東部学校給食</u>	<u>8 : 15 ~ 15 : 15</u>	<u>31時間</u>	<u>12 : 00 ~ 13 : 00</u>	<u>日曜日及び</u>
	<u>共同調理場長</u>	<u>8 : 15 ~ 15 : 30</u> <u>7 : 45 ~ 14 : 45</u> <u>7 : 45 ~ 15 : 00</u>			<u>土曜日</u>
西 部	<u>調理員（班 長）</u>	<u>8 : 15 ~ 16 : 15</u> <u>8 : 15 ~ 16 : 00</u>	<u>31時間</u>	<u>12 : 00 ~ 13 : 00</u>	<u>日曜日及び</u> <u>土曜日</u>

・ 東 部 学 校		<u>7 : 45 ~ 15 : 45</u> <u>7 : 45 ~ 15 : 30</u>				
		<u>8 : 15 ~ 12 : 00</u> <u>7 : 45 ~ 11 : 30</u>				
校 給 食 共 同 調 理 場	調理員（班 長）以外	<u>7 : 45 ~ 15 : 30</u> <u>8 : 15 ~ 16 : 00</u>	<u>2 週間に つき 60 時 間45分</u>	<u>12 : 00 ~ 13 : 00</u>	<u>2 週間に つき 5 日</u>	
生 涯 学 習 課	少年自然の家 職員、野外教 育センター職 員	<u>8 : 30 ~ 17 : 15</u> <u>6 : 30 ~ 15 : 15</u>	31時間	<u>12 : 00 ~ 13 : 00</u>	<u>4 週間に つき 12 日</u>	
	事 務 職 員	A勤務職員	<u>8 : 30 ~ 17 : 15</u>	31時間	<u>12 : 00 ~ 13 : 00</u>	<u>日曜日、金 曜日及び土 曜日</u>
		B勤務職員	<u>9 : 00 ~ 16 : 00</u> <u>9 : 00 ~ 17 : 00</u>			<u>日曜日及び 土曜日</u>
(略)						

改正前

別表第1（第2条関係）

職員の区分	勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日	
(略)					
保健給食課	(略)				
	南部学校給食 共同調理場長	8 : 15 ~ 15 : 15 8 : 15 ~ 15 : 30	31時間	12 : 00 ~ 13 : 00	日曜日及び 土曜日
	南部学校給食 共同調理場事務職員	<u>9 : 30 ~ 17 : 00</u> <u>10 : 00 ~ 17 : 00</u>	<u>31時間</u>	<u>12 : 00 ~ 13 : 00</u>	<u>日曜日及び</u> <u>土曜日</u>
	北部学校給食 共同調理場長	8 : 30 ~ 15 : 30 8 : 30 ~ 15 : 45	31時間	12 : 00 ~ 13 : 00	日曜日及び 土曜日
	西部・東部学 校給食共同調 理場職員	<u>7 : 45 ~ 15 : 30</u> <u>8 : 15 ~ 16 : 00</u>	<u>2週間に</u> <u>つき60時</u> <u>間45分</u>	<u>12 : 00 ~ 13 : 00</u>	<u>2週間に</u> <u>つき5日</u>
	生涯学習課	少年自然の家 職員、野外教 育センター職 員	8 : 30 ~ 17 : 15 6 : 30 ~ 15 : 15	31時間	12 : 00 ~ 13 : 00
アイプラザ豊 橋職員		<u>9 : 00 ~ 16 : 00</u> <u>9 : 00 ~ 16 : 15</u>	<u>31時間</u>	<u>12 : 00 ~ 13 : 00</u>	<u>4週間に</u> <u>つき8日</u>
事務職員		<u>9 : 00 ~ 16 : 00</u> <u>9 : 00 ~ 17 : 00</u>	31時間	12 : 00 ~ 13 : 00	<u>日曜日及び</u> <u>土曜日</u>
(略)					

改正後

別表第2（第3条関係）

職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
教 育 政 策 課	(略)			
	豊橋高等学校事務職員	8：30～17：15 12：30～21：15	12：00～13：00 17：00～18：00	日曜日及び土曜日
学 校 教 育 課	八町小学校イメージジョン教育コース教員、外国人英語指導員	8：15～16：45	13：35～13：50 16：00～16：30	日曜日及び土曜日
			所属長が指定する場合 12：00～12：45	
(略)				

改正前

別表第2（第3条関係）

職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
教 育 政 策 課	(略)			
	豊橋高等学校事務職員	8：30～17：15 12：30～21：15	12：00～13：00 17：00～18：00	日曜日及び土曜日
(略)				

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。